

令和5年度角田市学校施設等の開放事業実施要項

1 目的

この要項は、次の施設を有効活用するために、必要な事項を定めるもの。

- (1) 市内の小・中学校施設（以下「学校施設」という。）
- (2) 統廃合に伴い閉校した学校の施設（以下「旧学校施設」という。）

2 開放する施設

区分	学校施設	旧学校施設
小学校	角田小学校 横倉小学校 桜小学校 北郷小学校 金津小学校	旧東根小学校 旧西根小学校 旧枝野小学校 旧藤尾小学校
中学校	角田中学校 北角田中学校	

3 開放する施設、日及び時間

施設	区分	学校施設	旧学校施設
校庭	平日	開放しない	9:00～17:00
	休業日	9:00～17:00	
体育館 武道場	平日	19:00～21:00	9:00～21:00
	休業日	9:00～21:00	

※休業日・・・学校が休みの日

※児童及び生徒の事業は、上記時間以外も開放可能とする

※4月1日から入学式終了までは開放しない

※12月28日から1月4日までは開放しない

4 開放の種類

(1) 地域開放

施設の所在する地域の振興に資する事業のための開放

(学校施設については、「角田市立学校の管理規則第32条」に基づく開放で、地域開放の場合の手続きを本実施要項でまとめるもの)

(2) スポーツ開放

団体が行うスポーツ及びレクリエーション利用のための開放

(学校施設については、「角田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」に基づく開放)

5 施設利用の優先順位と調整方法

(1) 次の優先順位、スケジュールで利用を調整するものとする。

区分	第1優先 学校	第2優先 地域開放	第3優先 スポーツ開放
年間の調整	2月15日まで	2月24日まで	2月末まで※
当月の調整	前月15日まで	前月15日まで	前月25日まで

※第1優先には、角田市及び角田市教育委員会が利用する場合も含む。

※スポーツ開放で、利用日・利用時間が重複した場合は、3月に利用調整会を実施する。

※調整後であっても、学校・地域の利用がある場合は、上記のとおり優先する。

6 地域開放におけるルール

(1) 利用する条件

自治センターの事業に利用するとき。

(2) 利用する日の調整と利用申込み

① 年間調整

令和4年2月24日までに自治センターが生涯学習課へ申込みこととする。

② 翌月調整

利用日の前月15日までに自治センターが生涯学習課に申込みこととする。

(3) 鍵の管理

体育館に設置してある鍵箱の鍵を配布する。

(4) 日誌の作成と感染症対策

自治センターは、利用ごとに「利用ルール・確認票兼日誌（様式1）」を記入し、翌月の利用申込時にまとめて生涯学習課（市民センター）まで提出すること。

(5) 施設の管理責任

自治センターは、利用者の安全確保、施設・設備の管理、感染症対策にあたること。

7 スポーツ開放におけるルール

(1) 団体の登録

①施設を利用する場合は、「学校施設利用団体登録」をしなければならない。

②登録の要件は、市内に在住、在勤又は在学する者が10人以上で構成し、かつ、監督者として成人を含めること。

③登録は、一つの学校に限定し、複数の学校は登録不可とする。

(2) 学校施設利用団体登録の手続き

①下記3点を、生涯学習課（市民センター）に申請し、登録証の交付を受けること。

なお、年間の利用調整のため、原則令和5年2月末日までに申請すること。

・登録申請書（様式第1号）

・構成員名簿

・感染症対策を行うことの署名

②受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

③年度途中で代表者等が変更になった場合は、必ず再申請すること。

(3) 利用の条件

①登録団体の利用曜日・時間を固定し、登録した曜日・時間のみで利用。

②開放時間

・平日⇒19:00～21:00

・休日⇒9:00～12:00、13:00～17:00（うち3h）、
18:00～21:00

ただし、休日の中学校施設は部活動が優先となるため、原則18:00～21:00のみの利用とする（校庭を除く）。

③上記時間帯を原則1枠とし、1団体の週利用回数を原則2回までとする。

ただし、市スポーツ少年団登録団体及び市スポーツ協会加盟団体等の小中学生対象の活動団体（以下「スポ少等」という）については、利用に空きがある場合3回まで利用可とする。

④体育館を利用する団体は、原則半面のみの利用とし、2団体まで同時利用を可能とする。

(4) 利用申込

①登録証の交付を受けた団体は、利用日の前月の16日～25日の間までに、「学校施設利用申込書（様式第3号）」を生涯学習課（市民センター）に申込むこと。

②利用申込は、登録した曜日及び利用時間の変更は原則認めない。

③月～金曜日が祝日の場合、原則当該曜日に登録している団体のみ利用時間の変更を認め、その他の団体については利用を認めない。

(5) 利用する日の調整

①令和5年2月末までの登録申請において、利用日等が重複した場合、3月に利用調整会を実施し、団体間で調整する。

②やむを得ず令和5年2月末日以降に登録申請する団体は他団体の利用日以外で調整する。

(6) 鍵の管理

①各体育館に設置してある鍵箱の鍵を、各団体に交付し、各団体が管理すること。

②校庭を利用する団体には、外倉庫の鍵も交付する。

③紛失等により再交付する場合は、作製にかかる費用を徴収する。

(7) 施設の管理責任

①施設の利用責任者は、教育委員会より「管理員」に委嘱され、利用者の安全確保、施設・設備の管理、感染症対策にあたること。

(8) 日誌の作成と感染症対策

①次のとおり感染症対策を徹底し利用すること。

・利用団体は、利用ごとに「利用ルール、確認票兼日誌（様式1）」を記入し、翌月の利用申込時にまとめて生涯学習課（市民センター）まで提出すること。

・利用団体は、利用ごとに「体調確認一覧表（様式2）」を必ず記入すること。提出は不要だが、団体で保管すること。

(9) 各学校施設について

学校名	体育館 (コート数)	体育館 (利用不可)	校庭
角田小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 4面 ・テニス 1面	・野球、ソフトボール ・サッカー	・野球不可
横倉小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
旧枝野小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 2面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
旧藤尾小	・バスケ 1面 ・バレー 1面 ・バドミントン 1面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
桜小	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
北郷小	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面 ・テニス 1面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
旧西根小	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 3面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
旧東根小	・バスケ 2面 ・バレー 2面	・野球、ソフトボール ・サッカー	・野球不可
金津小	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 2面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
角田中	・バスケ 2面 ・バレー 2面 ・バドミントン 6面	・野球、ソフトボール ・サッカー	
北角田中	・バスケ 1面 ・バレー 2面 ・バドミントン 2面	・野球、ソフトボール ・サッカー ・卓球(卓球台なし)	

※上記不可競技以外にも、壁・床を傷つける競技(硬式テニス等)は原則利用不可とする。

(10) 注意事項

- ①複数学校を利用するため、団体名を変えて、登録することはできない。
- ②また貸し、大会等での利用はできない。
- ③ルールを守れない団体は、本年度の登録を取り消す。

8 地域開放・スポーツ開放の共通ルール

(1) 利用上の注意事項

- ①利用時間を厳守すること。特に夜間は午後9時までに退出すること。
- ②照明、換気扇等は、利用終了後、利用団体が必ず消すこと。消し忘れがあった場合、管理責任者又は利用団体が消しに行くこと。
- ③施設、設備の破損について、利用者に故意または重大な過失の場合は、利用団体又は利用者が修繕費用を負担すること。
- ④火気は使用不可。
- ⑤学校敷地内すべて禁煙。

(2) 用具等

- ①行事、競技等で最低限必要な用具のみ使用し、その他用具は使用しないこと。
- ②行事、競技等に必要な用具で、学校施設に不足があるものについては、利用団体が準備すること。
- ③旧学校施設について、トイレトペーパー等の消耗品は利用団体が準備すること。
- ④用具等の破損について、利用者に故意または重大な過失の場合は、利用団体又は利用者が修繕費用を負担すること。